松江市上下水道局建設工事成績評定評価委員会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、松江市上下水道局に設置する建設工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という)の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(評価委員会の事務)

- 第2条 評価委員会は、次の事項について審議するものとする。
- (1)上下水道部長が検査員を指名する工事で、松江市上下水道局建設工事成績評定要領に 基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知にかかる事項
- (3) その他工事成績評定の運用にかかる事項

(評価委員会の委員及び組織)

- 第3条 評価委員会は次のもので構成する。
- (1) 上下水道部長
- (2) 施設整備課長
- (3)総務課長
- (4) 当該工事を主管する課長
- (5) 当該工事を担当する総括監督員
- (6) 検査員
- 2 評価委員会の委員長は、上下水道部長とする。
- 3 施設整備課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価委員会の招集)

第4条 評価委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(評価委員会の庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、上下水道部総務課が行う。

附則

- この規定は、平成19年4月1日から施行する。
- この規定は、平成22年6月1日から施行する。
- この規定は、平成25年7月1日から施行する。

- この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、令和3年4月1日から施行する
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。